

## おしらせ

食品表示法の施行等からこの研修会が実施されます。県障作連も協賛し、周知いたします。関係者は必ずご参加ください。(県障作連)

2015年2月10日

食品製造を実施している事業所各位

主催：神奈川県障害者地域作業所  
横須賀地区連絡  
会長 海原 泰江

### 食品表示および食品管理の研修会の開催について

定例代表者会議の折、4月から食品表示の改正にともない研修会を実施する旨をお話しました。今回、食品表示及び食品管理についての研修会を下記の通り開催致します。食品製造を実施している事業所の方は参加してください。

#### 記

- 日時 2015年3月9日(月) 14時～16時
- 場所 横須賀市生涯学習センター(ウェルシティ市民プラザ)  
5階 第1学習室

横須賀市西逸見 1-38-11

TEL 046-822-4853

JR 横須賀駅・

京浜急行逸見(へみ)駅から

徒歩5分



- 講師 高田 かおり氏 株式会社 消費経済研究所
- 申込締切 2015年3月2日(月)
- 申し込み先 NPO 法人あまね **FAX : 046-833-4062**  
先着順で受け付けます。また、余裕がある時も申し込みがない方は会場には入れませんので念のために。

### 食品表示法の施行まで待たなし!

2013年6月28日に「食品表示法」が公布され、施行がいよいよ近づいてきました。食品表示法が施行されると、今後加工食品の栄養成分表示が義務付けられ、製品ラベルの重要性が高まります。施行後も5年間にわたってさまざまな改正が行われるため、随時対応に追われることは間違いありません。

#### 「食品表示法」の改正で何が変わるのか?

「食品表示法」とは2013年6月に国会で成立した新しい法律です。現在、食品表示に関する法律は、「食品衛生法」「健康増進法」「JAS法」の3つがあり、それぞれで表示内容を定めているため、消費者、事業者双方にとってわかりにくい表示となっています。そこで、3つの法律をまとめた「食品表示法」を制定し、消費者にわかりやすい表示に統一することにしました。

(1) いつから施行されるのか？

- ・ 公布から2年以内、2015年6月28日までには施行されます。

(2) 何が変わるのか？

・ ラベルの表示項目は、名称、アレルギー、保存方法、原材料、添加物、栄養成分の量および熱量、原産地などです。

・ 現在は任意の「栄養成分表示」が、原則として義務化される予定です。ただし、5年間の移行期間が設けられます。

・ 栄養成分表示は、現行ではエネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの5項目ですが、追加が検討されています。

・ 高齢者でもラベルに記載された文字が読めるように、食品表示の文字の大きさの拡大や用語の統一が検討されています。

(3) 罰則はあるのか？

・ アレルギーや原産地偽装など、安全性に関わる違反表示を行なった場合には、3年以下の懲役、または300万円以下の罰金となります。法人には最高3億円以下の罰金です。

・ 原産地虚偽の表示は 2年以下の懲役または200万円以下の罰金です。

・ 表示事項を表示しなかった場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金です。

上記 日経 MJ より抜粋

各地域で食品販売でトラブルが起きております。

- 1、お菓子等のカビ等
- 2、遺物混入
- 3、包装などにより商品の劣化 など など

新たな表示法による食品ラベル表示やリスクマネージメントを考える研修会です。

.....申 込 書 (FAX で申込をお願いします。この申込書を切らずに送付ください。).....

	氏 名	所 属	市町村名
食品表示および食品管理 の研修会			

FAX : 0 4 6 - 8 3 3 - 4 0 6 2